

《 保育園での薬について 》

お子様の投薬は、原則としてお断りさせていただきます。但し、緊急やむを得ない理由、もしくは持病等、医師の指示によりどうしても必要の場合には、個別にご相談ください。（風邪による鼻水・咳を鎮める薬、吐き気止め、整腸剤等はお預かりしません。）

【薬をお預かりする場合】

- 1 誤投薬を防ぐため、「与薬票」に必要事項を記入していただき、薬と一緒に保育士に手渡していただきます。
記入もれがある場合は投薬できませんのでご了承下さい。
- 2 薬は、医師がお子様をその時の症状に対して診察し処方したものに限りませぬ。
 - ・市販のものはお預かりできません。
 - ・保護者様の個人的な判断で持参した薬は対応できません。
- 3 座薬の使用は原則として行いません。やむを得ず使用する場合は、医師からの具体的な指示書が必要となりますのでご相談下さい。
なお、使用にあたっては、その都度保護者様にご連絡します。
(初めて使用する座薬については対応できません)
- 4 「熱が出たら飲ませる」「咳が出たら・・・」「発作が起こったら・・・」というように症状を判断して与えなければならぬ場合は、保育園としてその判断が出来ませぬので与えることはできません。体調が悪いときは、ご家庭で様子を見て下さい。
- 5 慢性の病気（気管支喘息、てんかん、糖尿病、アトピー性皮膚炎など）の、日常における投薬や処置については個別にご相談下さい。
- 6 持参する薬については以下のことを厳守して下さい。
 - ① 医師が処方した薬には必ず与薬票を添付して下さい。
 - ② 使用する薬(粉・液体)は1回分ずつに分けて、当日分のみご用意下さい。
その際、容器の衛生には十分ご注意下さい。
 - ③ 袋や容器にお子さんの名前を記入して下さい。
 - ④ 長期間塗布する塗り薬は、薬局でもらう説明書をコピーして提出して下さい。

お子様の安全を最優先に考え、誤投与事故を防ぐための対応ですので、ご協力をお願いいたします。